

## **[事案 2021-8] 既払込保険料返還請求**

・令和3年11月9日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人および保険会社が信用できないことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年12月に契約した組立型保険および個人年金保険について、以下等の理由により、募集人および保険会社が信用できないことから、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料未納期間があったことや入院給付金を請求したこと、義祖母の保険契約が告知義務違反によって契約解除されたこと等、募集人しか知らない自分のプライベートな話を職場の同僚（募集人の弟）が知っており、職場内で知られることとなってしまった。募集人が弟に対して情報漏洩をしたと考えられる。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が情報漏洩をした事実は確認できない。
- (2) 募集人の弟に確認したところ、申立人が入院給付金を請求したことは職場の上司（申立人の親）から聞き、申立人に保険料未納期間があったこと等は知らず、申立人の義祖母の保険契約が告知義務違反によって契約解除されたことは職場の同僚（申立人の配偶者）から聞いた、とのことである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による情報漏洩があったこと等を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。